

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名： 古物営業法
根 拠 条 項： 第3条第1項
処 分 の 概 要： 古物商の許可
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 古物営業法 第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手續） ○ 古物営業法施行規則 第1条の3（許可の申請） 第2条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間： 40日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先： 同 上
備 考：